

(対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス)

申請者	株式会社〇〇商事			
設備種別	空調設備			
既存の設備・機器				
更新する設備・機器				
① 機器の名称	空調設備 一式		空調設備 一式	
② // 型番・品番	別紙参照		別紙参照	
③ 消費電力・燃費(単位)	別紙参照	(kw)	別紙参照	(kw)
④ ·電力の単価(円/kwh) ·燃料費の単価(円/リットル)	34.4	(円/kwh)	34.4	(円/kwh)
⑤ 年間 ·消費電力量 ·燃料使用量	13,104.00	(単位を選択)	11,196.00	(単位を選択)
⑥ 上記 (電力量・使用量) の計算方法	別紙参照		別紙参照	
⑦ 年間の電気料金・燃料費 (円,小数点以下四捨五入)	450,778	円	385,142	円
⑧ 対象設備・機器の台数	1		1	
⑨ 照明設備・空調設備の台数	7		9	
⑩ 対象設備の年間電気料金・燃料費	450,778	円	385,142	円
⑪ 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額 (削減額が0円以下なら対象外)			65,636	円

※8:申請書様式【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】→「光熱費・燃料費の年間削減額」へ記載

上記「対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス」の内容について、間違いがないことを証明します。

証明者(メーカー、販売店、施工業者等)

(証明日)	(名称) △△電気設備(株)	
令和8年 3月 1日	(電話番号) 1234-56-7890	(担当者) 県庁 太郎

※10

別添：空調設備の消費電力積算明細【参考様式】

申請者： 株式会社〇〇商事

空調設備		既存設備						更新設備							
No.	設置場所	名称・型番・品番		台数	消費電力(W)	稼働時間(H/日)	稼働日数(日/年)	年間使用電気量(kwh)	名称・型番・品番		台数	消費電力(W)	稼働時間(H/日)	稼働日数(日/年)	年間使用電気量(kwh)
1	本社事務室	Aメーカー AAA-1234	(冷房)	2	1,000.0	8	120	1920.00	Bメーカー XXX-1234	(冷房)	4	700.0	8	120	2688.00
			(暖房)		1,200.0	8	90	1728.00		(暖房)		800.0	8	90	2304.00
		Aメーカー AAA-4567	(冷房)	2	1,100.0	8	120	2112.00		(冷房)					0.00
			(暖房)		1,300.0	8	90	1872.00		(暖房)					0.00
※1	倉庫	Aメーカー BBB-8901	(冷房)	3	1,000.0	8	120	2880.00	Bメーカー ZZZ-8901	(冷房)	4	800.0	8	120	3072.00
			(暖房)		1,200.0	8	90	2592.00		(暖房)		900.0	8	90	2592.00
		(冷房)						0.00		(冷房)				0.00	
			(暖房)					0.00		(暖房)				0.00	
		(冷房)						0.00		(冷房)				0.00	
			(暖房)					0.00		(暖房)				0.00	
※2	倉庫内事務室	(冷房)						0.00	Bメーカー XYZ-0000	(冷房)	1	600.0	4	120	288.00
			(暖房)					0.00		(暖房)		700.0	4	90	252.00
		(冷房)						0.00		(冷房)				0.00	
			(暖房)					0.00		(暖房)				0.00	
		(冷房)						0.00		(冷房)				0.00	
			(暖房)					0.00		(暖房)				0.00	
				7	エビデンスへ転記→ 13104.00				9	エビデンスへ転記→ 11196.00					

消費電力の積算「参考様式」です。

この様式での添付は必須ではありませんので、必要に応じて、任意の様式で作成してください。

■ 令和7年度補正では、「区画（部屋等）」ごとに比較した際にコストが増加するエリアも補助対象になり得ます。

- ①エネルギーコスト削減のための更新の結果として、数量の増加や空調機能の強化が行われた場合も、空調設備トータルでエネルギーコスト削減の効果が生じているのであれば補助対象となります。
- ②更新前とは別の部屋や店舗に設置を行うなど、更新の前後で設置場所が異なる場合でも、原則として撤去費を含めて補助対象となります。
(利用の手引き P10 ○空調設備 参照)

※1 №3 (倉庫) ⇒ 設置台数、消費電力ともに増加しているが、空調設備トータルでは消費電力が削減されているため「可」

※2 №4 (倉庫内事務室) ⇒ 新たに設置されることになるが、空調設備トータルでエネルギーコストの見直しを行った結果、削減の効果が生じていれば「更新」の一部とみなし「可」